曾紀沢の対英外交

---『煙台条約続増専条』の締結を中心に---

目黒克彦 Katsuhiko MEGURO

社会科教育講座

一 はじめに

會紀沢、字は劼剛、湖南省湘郷の人で、周知のように曾国藩の長子であり、その恩蔭により戸部員外郎に任官し、光緒4年(1878)に駐英・仏公使となり、更に6年には駐口公使を兼任し、崇厚に代わってイリ問題についてロシアとの交渉に当たり、中国の主権回復に努力し、更に清仏戦争に対処するという困難な外交任務を果たした人物である(1)。

イギリスとの間には当時「煙台条約」の批准問題を抱えていた。即ち、マーガリー事件の収拾として締結された「煙台条約」は、清朝政府は早々に批准し、規定された義務事項を履行したにも関わらず、イギリスは輸入鴉片に対する「税厘併徴」の額の設定が、貿易港所在の各省の事情を斟酌して定めるとの規定に関して、インド政庁と鴉片商人より強い反対が表明されたため、批准を拒否するという事態に至っていた。その解決を巡って、中国における李鴻章と駐華公使Thomas Wade (漢名:威妥瑪) との交渉が行われる一方で、中国政府に税厘を完納することを条件とする鴉片貿易独占会社の設立構想(2)の検討などが有った。しかしいずれも成果を見ることなく、最終的にその解決はイギリスにおける駐英公使會紀沢とイギリス外務省との交渉に委ねられることになる。

小稿は、中国に輸入されるインド鴉片(洋薬)に対する関税と厘金の同時徴収としての税厘併徴の実施を規定した「煙台条約続増専条」締結に向けた曾紀沢の外交活動を中心に、最終的に妥結に至る障害となる諸問題の克服過程を明らかにし、この税厘の課徴の目的は、単に税収の増加にあるのではなく、将来の洋薬輸入の逓減乃至停止につながるものと考える曾紀沢の鴉片問題に対する考え方に焦点を当てて、考察しようとするものである。

二 曾紀沢の交渉の基本的立場

抑も曾紀沢は洋薬に対する税厘併徴について、どのように考えていたのであろうか。先ずこの点を明らかにしておきたい。光緒7年7月1日 (1881.7.26) に曾紀沢が総理衙門に宛てた書簡において、この問題について次のように述べている。

洋薬の税厘併徴の一案。査するに西洋の税則は、

本より各国自主の権に係り、又凡そ不急の物は、民生の必ず少なくすべからざるに非ずして、その税を倍徴せざる莫し。これ英税の煙・酒の両項において独り重き所以なり。洋薬の害を為すこと烈にして、我が華重税を以てこれを困しめるは、本より名正しく言順に属し、威使自ずから理の絀なるを知り、故に日に延宕を肆いままにす。然れども我能く示すに一定の数目を以てし、百折回らざれば、彼亦我を如何ともする無からん(3)。

即ちヨーロッパの税制は各国が自主権を持ち,奢侈品としての煙草や酒に重税を課していると紹介し,自己の非論理性を認識しているウェードは,故意に引き延ばしているが,會紀沢が一定の税額を要求して引き下がらないために,彼は困惑していると述べており,この時期にウェードは関税30両に厘金50両,併せて80両の額に固執しているのに対して,曾紀沢は最後の妥協額と考える100両を明示せず,あくまでも110両を主張していると述べている。その上で,

この事は印度部尚書の専政に係り、その枢紐は亦全く印度総督に在り、外部は既に権以てこれを主持する無く、即ち断じて紀沢と誠心商議するを肯んぜず。且つ彼原議の大臣を撤開し、忽ち我が範囲に就くは、これを情勢に揆れば、亦この辨法無し。……機を相て立論し、吾が華の加税し禁煙する所以の意を将て、痛快に説出せんとするなり(4)。

と述べており、彼の観察によれば、決定権はインド総督にあるとし、極めて困難ではあるが、中国の増税による禁煙の真意を説得する、とその意気込みを語っている。

曾紀沢の後の上奏によれば、光緒8年(1882)秋に 総理衙門から受領した7月3日付けの書簡に、

倘し外部詢及すれば,即ちそれと酌議するを望む。 自ずから仍お一百一十両の一層を抱定して辨理し, 如し能く範に就けば,自ずから更に妙に属し,倘し 彼堅執して稍も転移せざれば,或いは我示すに大方 を以てし,即ち威使の百両の議に照らして辨理せよ。 この事即ちに定局すべし(5)。

とあり、イギリス外務省より問い合わせが有れば、これと協議すること、その際110両で妥結すれば上々であるが、イギリスのウェードの提案する100両という主張に従って妥協してもやむを得ないこと、要は早急に妥

結することであるというものであった。この総理衙門の書簡は曾紀沢の上奏に引用されたものであり、その原文は見出せない。この時点で曾紀沢はこの問題について正式にイギリス外務省と交渉する権限を与えられてはいなかった。それは光緒9年正月12日(1883.2.19)付の硃批の有る総理衙門の上奏に、

惟だ未だ特派を奉じて辨理するに非ず,既に以て 責成を専らにする無し。該国の外部及び威妥瑪,或 いは又曾紀沢この事を商辨するの権無きを以て,故 さらに延緩を為さん⁽⁶⁾。

と記されていることからも明らかである。そのために 曾紀沢に正式に交渉する権限を与えることを要請し, それが認められることとなる。

しかし曾紀沢は未だ交渉の権限を授与されない前においても、イギリス側のこの問題に対する動向を探り報告していたわけであるが、彼は清仏戦争直前の緊迫した情勢の中で、パリ・ロンドンを往復し、その交渉に忙しく、鴉片問題に注意を払う余裕は無かったようである。曾紀沢のこの問題に関する次の発言は、光緒8年10月27日 (1882.12.7) にパリから総理衙門に送った書簡においてである。そこではこの月9日 (11.19) にパリよりロンドンに渡り、重ねて外務大臣・次官と会談し、ウェードとも公使館で数回会談したという。この会談で曾紀沢は公式にはこの税厘併徴問題を提起せず、「隠約渉及」したと言い、夜の会談の節略を報告している。。但しその節略は現在の所見ることはできない。この会談の後の曾紀沢の見解は、

第二卡後の厘金の多く抽するか,少なく抽するかは,中国官の自主に任せ,英人は更に過問せずと。これを威使の我に卡単厘章を索める者に較べ,稍や近情に似たり。但だその意を微窺するに,英廷既に内地の厘金を問はざれば,則ち海関正税を除くの外,只だ能く略ば厘税を加えるも,厥の数過多なる能はずと。究竟我に在って加えて若干に至るべきか,衙門紀沢のこの函を接関せる後に,再び一電を賜ひ,確切に示を見んことを乞ふ(®)。

とあり、国内に入った後の洋薬に対する厘金の課徴額 (後に述べる鴉片の荷箱を解いた後の分売に対する課 税額)を幾らにするかは、中国の自主的判断に任せ、 イギリスは関与しないとするが、その額は過重であっ てはならないというイギリス側の考えを伝え、結局幾 らにすべきか、次の電報で指示して欲しいと要請して いる。

さて前述した如く、光緒9年正月12日(1883.2.19)の総理衙門の上奏と、それに対する上論により、會紀沢は正式にイギリス外務省と鴉片の税厘併復問題に関する交渉を命じられた。これはそれまでの対英交渉が、中国における総理衙門・李鴻章と駐華公使ウェードとの間で行われていたが、ウェードは100両の額を本国に要請するとして帰国してしまい、その回答が示されず

決着を見ることなく、中国での交渉が不可能になったため、交渉の場がロンドンに移り、イギリス外務省と 駐英公使曾紀沢との間で行われることになったことを 意味する。この上奏において総理衙門は、曾紀沢に与 えるべき任務について、次のように述べている。

擬請すらくは、出使英国大臣曾紀沢に飭下し、即ちに洋薬厘税併徴の一事を将て、臣衙門の節次の電函に査照し、英外部と妥として商辨を為し、彼をして狡展すべく無からしめ、期するは必成に在り。如し能く一百一十両に按照し定議し、税厘併せて進口の時に在って徴収すれば、則ち中国の税項は偸漏を免るべく、商人の販運も亦重徴を免るべし。如何に防弊章程を酌定し、稽徴総口を設立すべきかの処は、均しく該大臣により英外部と商定の後、臣衙門に報明し、南北洋大臣に咨行し、詳慎に擬議し、仍お臣衙門により核奪開辨せん(9)。

即ち可能な限り110両の額を主張し、イギリスの引き延ばしの計略を絶つこと、協定成立後の弊害防止の協定、輸入港における厘金徴収の機関としての総口設立の問題を協議し、その都度報告して判断を仰ぐこと等であった。更に、

英国現有の禁煙善会は、頗る洋薬の人を害するを 以て恥と為す。該大臣如し能く機に乗じて利導し、 会紳と聯絡し、英外部と洋薬進口分年逓減専条を酌 議し、逐漸法を設け禁止するを期するは、尤も正本 清源の至計に属す⁽¹⁰⁾。

と記し、当時既にイギリスで組織され、前任の初代駐 英公使郭嵩燾によってその存在が中国にも知らされて いた「禁煙善会」= 「英国東方禁絶鴉片貿易同志会」

(Anglo-Oriental Society for Suppression of the Opium Trade)(11)の紳士層に働きかけ、イギリス外務省に対して鴉片の対中国輸出を逓減する協定について、中国との協議に応じさせるべく運動するように要請している。この奏請に対する諭旨は、ほぼ総理衙門の叙述を引用し、最後に「並びに著して酌量し籌辨せよ」と結び、総理衙門の要請を了承し、曾紀沢に上諭として発せられた。従って曾紀沢はこの後は正式な権限を持って、問題の交渉に取りかかるることとなったのである。

所が、4月5日(5.11)の総理衙門からの書簡においては、総理衙門は悲観的な考えになり、

威使原より百金を允すも、如し果たして議加する 能はざれば、中国は亦只だ俯従すべきのみなり⁽¹²⁾。 と述べ、やむなく100両の額を認めるとしても、

内地の免厘は自ずから切実に担承し、辨法を酌議すべし。拆包零売は即ち未だ另に税項を収めるに便ならざるなり。土煙の厘金は亦須く酌加すべく、決して洋薬を偏抑するの理無し。惟だ土煙の成本は既に軽く、洋薬と一律にし難く、且つこの層は亦中国自主に関繋す。即ち各国の科税は往々客に重く主に

軽く,勢い柄を以て人に授ける能はず,措詞は地位を留むべし⁽¹³⁾。

とあるように、中国国内における厘金免除については 誠実に対応し、方法を協議すべきであり、箱を開けた 後の鴉片の小売りについて、別に課税することは良く ないが、国産鴉片=土煙に対する厘金の増額について は、決して洋薬のみを抑制しようとする意図では無く、 土煙のコストが軽く済み、洋薬とは一律に扱えない為 であり、この件は中国の主体的判断において行い得る ものであるから、この点については固執するように指 示したと言う。

李鴻章の先の書簡においては、願望は100両と言い、総理衙門の書簡では、110両が如し不可能であれば、100両でもやむを得ないが、それ以下ではいけないと言っており、イギリス政府の認める額と一致していると述べている。しかし彼はそのことを明示せず、左宗棠の意図を体して、尚お増額させようとしていると伝え、この時のイギリスの状況に関する観察と、自己の見解を次のように述べている。

察するに印度部の声口は、頗る争うに易からず。 威使は耄昏を以て勒休し、この事において復た商権 の権無し。紀沢内地の免厘において未だ拆箱零売の 税を議せず、若し威使権有るも、この層亦辨ずるに 到らざらん。夫れ洋薬の内地抽厘は軽重の権我に在 り、今画一併徴を議するに、数較や増すと雖も、然 れども変じて板滞の局と為り、異日流弊の有無は、 未だ予言に易からず。侄は拆箱零売抽税の一層を留 め、以て万一を補苴せんと欲するも、亦将来の辨理 果たして能く実際有るや否やを知らざるなり(14)。

即ち、ウェードは既に老齢により休職になり、この問題に関与する権限が無くなったこと、中国国内において鴉片の箱を開けた後の小売りに対する課税問題は、未だ決着がついておらず、曾紀沢はその課税の権限を留保し、万一の際の補いに充てたいと考えるが、どうなるかは不明であること、税厘併徴について、若干の増額が為されても、停滞の状態に陥ったり、或いは後日弊害を生ずるか否か予見し得ないこと等の不確定の点を述べている。この書簡から、イギリス政府は鴉片に対する税厘合計100両の額を譲らず、中国側の総理衙門・李鴻章もやむを得ないとの判断であったが、曾紀沢は左宗棠の意図を体して、更に増額させようとしていたことが理解される。左宗棠はこの曾紀沢の報告を写しを添えて総理衙門に伝えている(15)。

光緒10年12月9日 (1885.1.24) 日になると、曾紀沢 は総理衙門に宛てた電報で次のように述べている。

洋薬の税厘並徴は、前に旨を奉じ、一十両を増す を索め、署復た十両を増し、少なくすべからざるを 属し、現に五両を増すべし。定議すべきか否か、旨 を請はんことを乞ふ。五両を増すは、暫く許す勿き を求む。巴使沢の尚お争う所有るに縁り、恐らく両 処の語合はざらん⁽¹⁶⁾。

即ち、ウェードの後任として光緒9年8月(1883.9)に着任した H.S. Parkes(漢名:巴夏礼)によって、北京における交渉が再開された模様であり、曾紀沢は上諭及び総理衙門の指示により、110両を主張し、イギリス側より105両という譲歩を引き出し、これで妥結すべきか指示を請うと共に、曾紀沢自身の考えとしては、ここで妥結することはせず、更に交渉を継続すべきであり、パークスは曾紀沢がイギリスで尚お増額を主張していることを理由に、総理衙門との交渉が不調に終わることを懸念している。これに対して総理衙門は12月30日(2.14)に、

洋薬百一十両を争得し,議約せんとす等の語あり。この事の議約極めて難く,一に慎まざれば,利少なく害多し。本処の去年四月初五日の函に開する各節に照らして妥辨し,再び随時電商定議すべし⁽¹⁷⁾。と指示し,110両の獲得は極めて困難であり,昨年4月5日付の通達に照らして処理し,随時電報で指示を仰ぐようにと伝えている。この4月5日付の通達とは,前述の如く,イギリスが100両以上の額を認めない場合,それに従わざるを得ないこと,中国国内における厘金免除は当然誠実に実施し,その方法を協議すること等の指示を指す。この指示においても,総理衙門はイギリスの100両の額に従わざるを得ないと考えていたことが分かる。又この電報では,強硬に増額を主張して万一失敗した場合,利益は少なく害のみ多くなるので,慎重に対応するように注意を促している。

こうして曾紀沢はロンドンにおいて、鴉片の税厘併 徴問題の決着に向けて、且つ中国の年来の主張である 1箱税厘合計110両の額をイギリス政府に承諾させる ために、本格的な交渉に臨むことになる。

三 「煙台条約続増専条」の締結

結果を先に言えば、光緒11年6月7日(1885.7.18)、ロンドンにおいて首相兼外務大臣 Lord Salisbury と駐英公使曾紀沢との間で、「煙台条約続増専条」(以下「専条」と略称)全十条が調印され、煙台条約の批准問題は一応の決着を見ることとなる。ここでは最終段階の交渉の状況について、双方の問題となった点を中心に明らかにしたい。

駐英公使曾紀沢は交渉の妥結に至る経過を総括する 上奏を光緒11年7月1日(1885.8.10)に提出している。 この上奏は『史料』と『遺集』に収録されているが, 前者の標題は「使英曾紀沢奏,遵旨与英外部議定洋薬 税厘併徴続増専条,画押蓋印日期及辨理情形摺」とし, 後者は「遵旨議煙台続増専条,及先後辨理情形疏」と しており,日付は前者が上論を奉じた日として,光緒 11年9月11日(1885.10.18)と記されているが,その 発信の月日は不明である。一方後者は「乙酉七月初一 日」とあり、光緒11年7月1日(8.10)であり,これ には上論は含まれていない。内容の上では、前者は冒頭の部分と最後の部分が省略されているが、その間は同一であり、同じ上奏について、前者は一部を省略して論旨を加え、後者は上奏の原文を掲載していると見られる。従ってこの上奏は7月1日に発信され、9月11日に論旨が下されたものと判断される(18)。

『史料』において省略されている冒頭部とは、前述した曾紀沢に光緒9年3月10日に鴉片の税厘併徴問題の交渉権限を与えることを命ずる論旨を伝える通知を受理したことを記している。最後の部分は調印した「専条」を総理衙門に送付したことを記すのみである。

イギリス政府と曾紀沢の間で、合意が何時成立したのかは明らかでないが、合意が成り条約の案文ができた段階で、曾紀沢は総理衙門に報告して了承を求めたが、了承の回答は光緒11年5月2日 (1885.6.14) に届いた(19)。『曾紀沢日記』に拠れば、3月19日 (5.9) の項に「『煙台条約』の続増専条を校閲し、……」(20)とあり、翌日の項に「専条を核し、又これを節し電と成して訳署に致し」(21)と記し、更に26日の項には、

煙台条約続増専条の虚字を節し、編じて電と為さんとす⁽²²⁾。

とあり、又翌27日の項に、「洋薬専条の電稿を核し」⁽²³⁾、 とあることから、「専条」の要旨を電報で総理衙門に伝 えると共に、「専条」の本文も電報で本国に伝えたと考 えられる。その電報に対する回答が前述の5月2日に 得られたものと考えられる。

この間にイギリス政府部内では、外務大臣の Sir Granville が辞任し、首相の Lord Salisbury が外相を 兼任するという人事異動が有った。曾紀沢は外相を兼 任することになった Lord Salisbury は、前任公使の 郭嵩燾との交渉において、郭の税厘併せて90両への増 額要請を頑なに拒否した人物であったため,風向きが 変わり、漸く合意を見た「専条」が撤回されてしまう ことを恐れ、速やかに調印を行うよう催促を繰り返し た。所がイギリス政府は別の問題を提起した。それは インド省からの申し立てで、中国国内において内閣学 士周潤徳が鳳陽関において規則に反する徴税を行って いることを弾劾する上奏を提出していることを問題と し、曾紀沢に釈明を求めた。英側は今回締結される「専 条」が、徴税に当たる官吏の違法行為により、実施さ れずに終わることの無い保証を求めた。これに対して 曾紀沢はイギリス外務省に弁明し, 最終的に文書に よって「条約既に定めれば、例外の勒索有るに至らず」 と声明することにより、6月3日(7.13)にイギリス 外務省より6月7日(7.18)に調印を行う旨の通知を 受け取った。当日、曾紀沢は英文参賛 MaCartney と 法文翻訳官慶常を伴い、イギリス外務省において Lord Salisbury との間で「専条」の漢文・英文各二通 に確認の上で調印した(24)。

(一) 電信線の上陸問題

所でイギリスが中国側の要求やウェードの要請にも 関わらず、終始認めることのなかった税厘併せて100両 の額を認めるに至った原因は何であったのか。これに は鴉片問題とは異なる面における中英間の取引が有っ たのである。

李恩涵氏の『曾紀沢的外交』を参照しつつ,その経緯を見ることとする⁽²⁵⁾。

当時イギリス資本の Great Eastern Telegraph Co. (大東電報公司) は、デンマーク資本でロシアも資本参加している Great Northern Telegraph Co. (大北電報公司) に認可されている中国における電信線敷設の利権を援用し、香港・上海間に敷設されている海底ケーブルの上海における陸上線との接続を認めるように要求していた。これに対して総理衙門と李鴻章は、同治9年(1870)に大東電報公司の香港・上海間の海底ケーブルの上陸を認めなかった事例の存在を理由に、イギリスのこの要求に対して強く拒絶していた。この問題について、李鴻章は光緒9年3月16日(1883.4.22) に左宗棠に宛てた書簡において、

英国大東公司の電線,必ず丹国の大北と一律に上岸せんと欲するは,実に同治九年の原議と相背き,総署敞処と力めてその請を拒むは,正に尊意と相符す。嗣いで劼剛は畳次通融を電商し,現議の洋薬加税と益有りと謂う。総署緘属し,陸電華公司に転飭し,英商と機を相て妥議せしむ。昨已に合同を訂すと聞く。未だ英廷更改の有無を知らず。劼侯の投餌の説は,用意是なりと雖も,惟だ電線の利は微にして,煙税の利は大なるも,四両を以て千金を博すは,未だ必ずしも遂に把握有らざらん(26)。

と述べており、會紀沢が税厘額の更なる増額をイギリスに認めさせる代償として、大北電報公司に認めている海底ケーブル線端の上陸権を大東電報公司にも認めるべきであると主張しており、これを受けて総理衙門は中国電報局に命じて交渉させ、2月23日(3.31)に「上海至香港電報辨法合同」を締結した(27)ことを伝え、李鴻章自身の考えとして、電線接続問題における譲歩による鴉片税収の増加は大きいが、期待するほどに大きいかは疑問としている。この件に関する曾紀沢自身の発言は、同年5月29日(7.3)の左宗棠宛ての書簡で、次のように述べている。

電線の事は、誤って北公司と訂議する時に在って、これを待つこと優に過ぐ。北に優にして東に刻にす、 是れ俄に厚く為し英に薄くするなり。 策既に未だ善からず、理亦円を欠く。紀沢これを争うは、東司に 左袒するに非ず。東司の来たるを借りて、稍や北司 の権利を収めんと欲するのみ。煙税と電線に至って は、本より判然として両事にして、絶えて謀を為さ ず。煙税は印度部これを主る。電線は外部これを主 る。百両の議は印度部尚書、印度総督と堅持して允 さず。外部紀沢の請に徇ひ、印度部と力争し、而る 後我に允す。これ紀沢密探して知るものなり⁽²⁸⁾。

即ち曾紀沢の考えでは、大北公司にのみ電信線の上陸 を認め、大東公司に認めない不平等な待遇は、ロシア を優遇するもので妥当性を欠く策であり、 大東公司に も認めることにより大北の独占の利を排除しようとす るものであり、決して鴉片の税厘問題と関連させて 謀ったものではないと言いながら、インド省・インド 政庁側の強い反対をイギリス外務省が説得し, 中国側 の要求する100両の額を認めるに至ったという事情を 探知したと述べており、外務省が中国における海底 ケーブルの陸上線との接続を獲得するため、インド政 庁側の主張を押しきって100両を認めたことを暗示し ている。この間の経緯に関する英側の資料を見ること はできないが、イギリス政府が中国政府の要求する100 両の税厘額を認めるに至った背景に、イギリスにとっ て懸案となっていた電信線の陸上線との接続を果たす 代償とした事情を示すと考えられる。

当時の曾紀沢の「日記」を見ると、盛んに大北・大東の両社の人物と接触していることが知られるが、具体的に如何なる話し合いが為されたかは、明らかにしていない⁽²⁹⁾。

しかし曾紀沢は既に述べたように、決してこの税厘併せて100両の額に満足せず、光緒10年には105両の額を引き出し、更に110両という曾紀沢の最終目標額をイギリスに認めさせるに至ったのである。

二 廃約条項について

さてこの上奏では、前述の如く光緒8年に彼自身がこの問題に関与して以来の経過を述べた後、自分がこの問題に関与する以前の種々の交渉において、税厘併徴の額が120両・100両・90両と様々な数字が取り沙汰されていたが、曾紀沢が交渉の任を引き継いだ後に、前任の外務大臣 Sir Granville と次官の Sir Julian Pauncefote と交渉した際に、彼らは従来の主張を変えなかったが、「禁煙(善)会」の紳士がしばしば「壮論」を発し、大義を以てイギリス外務省を非難していることにより、105両への増額を認めるに至ったが、曾紀沢はこれにも不満の態度を堅持し、最終的に110両の税厘額を了承させたと述べている。即ち光緒11年2月(1885.3~4)にイギリス外務省が110両の額を認める旨を曾紀沢に通知しており、その中で、

並びに照会に拠るに声明す。専条既に定まり、如し中国有約の各国をして一体に遵照せしむ能はざれば、英国は即ち立ちに専条を廃する権を有す等の因あり⁽³⁰⁾。

とあり、如し中国が締約各国に対しても同様に適用できなければ、この「専条」を廃止することを条件として、これを「専条」に明記することを要求した。これに曾紀沢は反論したが、その際、曾紀沢は総理衙門の

光緒 9 年 4 月 5 日 (1883.5.15) の訓令における 如し並徴税厘章程を議定すれば、各国の允さざる を患えざれ⁽³¹⁾。

という言葉を後盾に主張したと述べている。彼はこの イギリス政府の対応を次のように解している。

英国約章既に定まるの後,我に在って侭く各国未だ海口に向かい章に照らし厘を納めざるの洋薬を将て,その進口を准し,内地厘金を加重すべく,務めて各国をして英約に遵がはざる能はざらしむは,本より甚だ難き事に非ず。然して各国遵がはざれば,英即ちに廃約するの語は,如し徑ちに約内に載入すれば,誠に恐らく各国串通挟制せん。抑も或いはこれを藉りて恵を市り,別項の利益を希図せん。臣力争し約中に載入するを肯んぜざる所以なり(32)。

即ち、イギリスとこの「専条」を締結すれば、中国にとって各国が輸入港において規定通り厘金を納入しない洋薬に対して、内地で厘金を重く徴収することにより、各国もこのイギリスとの「専条」に従わざるを得なくなり、それは困難なことではないが、如し各国がこの「専条」を遵守しなければ、「専条」を廃棄するという文言を条文を明記すれば、各国が共謀して進場で、それによりイギリスに恩を売り、別の利益に与せず、それによりイギリスに恩を売り、別の利益にとらう。イギリスとして、税厘併徴額の110両を一応認めても、中国の他国に対して現れるであろう異なる対応に対して、この条項を盾に「専条」を廃棄し、元の体制或いはイギリスにとってより得るものであり、曾紀沢はこれに強く反対したという。

(三) 「限制約束」の挿入

曾紀沢は,締結された「専条」の前文の中に,

抑も且つ深く声明するを願ふに、洋薬の行銷の事において、須く限制約束の意有るべく、ここを以てこの続増専条を定める⁽³³⁾。

と「限制約束」という言葉が挿入されているが、これは幾多の論争を経て挿入させたものであると述べている。これはあくまでも洋薬の貿易を制限しようとする意志に基づいて挿入させたものであることが理解される。この言葉を入れることに対してインド省大臣が強く反対した。インド省次官の配徳爾(原名不詳)が密かに曾紀沢の参賛(参事官)の Sir S.H. MaCartney(漢名:馬格里)に次のように告げたという。

専条の辨法に照らせば、印度は毎年已に税課英金七十余万磅を減収し、中国陸続として洋薬の入口を禁減せんと欲すれば、惟だ将来陸続として税金を議加し、以て吸食の人を減らすこと有るのみにして、英廷と豫め逓減の法を商る能はざるなり。蓋し印度の種煙の地は未だ尽くは英に隷属せず、英廷逓減を允すと雖も、亦権力諸に施行するを見る無し(34)。

即ち、中国が希望する洋薬輸入の逓減については、たといイギリス政府が承諾しても、インドのイギリス植民地になっていない地域(藩王国)において生産される鴉片は、その対象外になり、逓減の成果を挙げることはできないであろうと述べ、逓減に反対する意見を述べたという。本音の所は、インド政庁にとって、毎年70万ポンドの減収となり、現在以上の税収減は認められないというものであった。これに対して曾紀沢は、インドにおけるイギリス本国の発言力の及ぶ範囲には限度が有るのが実状であるとして、この点は争わなかったと述べ、

外部に専条の首段において、洋薬を行銷する事において、限制約束の意有るべしの一語を加入し、以てこの次の加税を議約する旨を声明するを請ひ、暗に将来の条約議加の根を伏するなり⁽³⁵⁾。

として、イギリス外務省に洋薬の流通販売について「限制約束」の語を挿入させ、今回の増税の趣旨が鴉片の制限・統制に有ることを声明させることにより、将来の改訂の際の更なる増税の布石とした、と曾紀沢の狙いを述べている。ここで言っている「逓減」とは、李鴻章の指示により、馬建忠がインドを訪問し、インド鴉片の中国への輸出の逓減策について打診したことを指しているが(36)、この時点ではイギリス政府の承諾は得られず、後日の課題として残されていた。

四 「拆包零売」問題

先にも触れたが、中国内地の入った鴉片の箱を開き、小分けにして小売りする際に再び厘金を徴収することが可能か否かという「拆包零売」問題については、「専条」の第5条において、

中国国家はこれらの貨包の洋薬を行銷する地方に 在って、開拆する者を許すべし。如し納むべき税捐 等の項有りて、或いは時に当たり徴する所、或いは 日後設ける所にして、或いは明収により、或いは暗 収によるも、均しく土煙の納める所の税捐等の項に 較べ、格外に加増するを得ず。亦別に税課を立てる を得ず。如しこれらの税捐貨価に照らして課を計る に係れば、即ち洋薬と土煙との価値を将て、相較べ て均算すべし。その較算の法は、洋薬の市価内にお いて、進口の時に納める所の厘金を扣除すべし(37)。 と規定し、中国内地において開箱して販売する際に、 厘金をその際に徴収するか,後日徴収するか,その徴 収方法の如何を問わず、徴収額は土煙の比べて特に増 額してはならず、又別の名目で課徴してはならない。 これらの厘金の額がその価格によって計算されるなら ば、洋薬と土煙の価格を比較し、公平に算出しなけれ ばならず、その算出方法は洋薬の市価より輸入の際に 納付した厘金を控除することとしている。この条項に 対して、曾紀沢は次のように述べている。

又第五条において議し得たるに, 洋薬の内地にお

ける拆包零売は、仍お抽厘すべく、これ内地並に税 捐を全免せず、将来若し煙土において税厘を加重し、 以て禁減を期せば、則ち洋薬亦相較べて均算し、另 に税厘を加ふべし。総理衙門の函の土煙の加税の措 詞は、まさに地位を留むべしと称する一層に至って は、臣専条の中において並に煙土加税の説に提及せ ず、以て我が中国自主の権を保つなり⁽³⁸⁾。

つまり、国内において洋薬が販売される際に、洋薬と 土煙に課される条件を同等とすることを趣旨とする が、それにより将来土煙に対する税厘額を増額し、土 煙の消費の減少・禁止を行うことができ、それにより 更に洋薬に対する税厘の増額も可能になること、総理 衙門が主張する土煙に対する増税に中国の裁量権を留 保したという点についても、「専条」において土煙への 増税について何等言及されておらず、中国の自主権を 保持し得たことを成果として述べている。

(五) 防弊章程の制定・稽徴総口の設置問題

税厘併徴額が110両に増額されれば、密輸・脱税の一 層の増加が懸念されるため、その防止策の検討が必要 となる。そのための弊害防止の章程の制定・輸入され る洋薬を検査・徴税を行う機関としての稽徴総口の設 置問題については、「煙台条約|第3端第5節に、英国 より領事館員一人、中国より同等の官員一人、香港よ り官員一人を派遣し、共同で章程を協議し制定するこ と、その際に中国の税収に有益になることを期して行 うと規定している(39)が、今回の「専条」においても、 第9条にそのまま踏襲され、将来委員を派遣して協 議・制定すれば、厳しく密輸・脱税を防ぐことができ ると述べている(40)。この問題については、この後香港 において、中国側代表として総税務司 Robert Hart と 蘇松太道邵友濂、イギリス代表として天津駐在領事 Byron Brenan, 香港代表の陪席判事 James Russell と の間で協議が行われることになるが、その内容につい ては,別稿に譲ることとする。

四 ドイツの干渉

このように曲折した経過をたどり締結に至った「専 条」は、基本的に中国とイギリスの間の協定であり、 第三国の了承を必要としないとされていたが、その親 規定とも言える「煙台条約」の第三端第七節に、

各口租界の洋貨の厘金を免じ,及び洋薬は新関に 在って厘税を併納するの両節は,英国各国と会商す るを俟って,再び期を定めて開辨す(41)。

と規定しており、租界における洋貨に対する厘金の免除、及び海関における鴉片の税厘併徴については、イギリスが各国と協議し、その了承を得て実施するとされている。新たに締結された「専条」が批准される前に、「煙台条約」のこの条項を理由に、ドイツが介入することとなった。

ドイツは既に「煙台条約」締結以前の同治11年(1872)に、成豊11年(1861)に締結した「通商条約」の第41条に規定された10年後の改正条項(*2)に基づき、代理公使 W. Annecke が条約改正の交渉を要求しており、光緒2年5月(1876.4)に後任の公使 M.A.S. von Brandtが交渉の開始を要請していた(*3)。ドイツは直接鴉片貿易に関与していなかったが、イギリスが「煙台条約」を批准し実施する条件として、中国と条約関係のある各国の了承を必要とするとしていることを材料に、中国との条約改正交渉において、ドイツの要求を認めないなら、「煙台条約」に了承を与えない態度に出たものと思われ、結局光緒6年2月21日(1880.3.31)に「続修条約」10条と「続修条約善後章程」9条を締結し、翌年10月10日(12.1)に批准書を交換した(*4)。

さて「専条」が調印されて約2カ月後の光緒11年8 月12日 (1885.9.20) 駐仏・独公使許景澄は, 総理衙門 に対して, ドイツ外務省が中国の鴉片輸入に関して, ドイツとも新たな協定を結ぶよう要求していると伝 え、その背景に、イギリス外務省がドイツに送った文 書において、今回の「専条」の発効は、各国の了承を 待って実施し、各国は「専条」の成立を待って了承し てほしいと述べているとし、 許景澄はイギリスとドイ ツが結託していると推測している(45)。これに対して総 理衙門は8月27日(10.5)に曾紀沢に対して、「専条| の実施には欧米各国の了解を必要とするので、先ず駐 ロ公使としての曾紀沢がロシアに対して通知を行うこ と、その際にロシアは鴉片を産出せず、鴉片貿易にも 関与していないが、 鴉片を中国に輸出する場合は、 同 様にこの規定により処理することの了承を取り付ける ことを指示し、その上でドイツ・フランス・アメリカ の了承を得るため、許景澄と駐米公使鄭藻如に電達す るようにと伝えている(46)。この後許景澄は9月3日 (10.10) に総理衙門に電報を送り,「専条」の成立を ドイツ・フランスに通知するに際して、曾紀沢はこれ らの国と協議するという姿勢ではなく,相手が承諾す るか否かを問わない通告という形で行うべきであると 言っており、許景澄も同意見であるが、総理衙門の見 解は如何か、と指示を仰いでいる(47)。これに対して総 理衙門が如何なる指示を与えたか、明らかにする資料 を見出し得ていない。

李鴻章は10月20日 (11.26) に「論緬甸及洋薬事」と 題する書簡を総理衙門に送り、ミャンマー北部に侵攻 した英軍の行動に対して、如しこの地方がイギリスの 属領になれば、雲南も危うくなり放置できない事態で あると述べ、折から中国にティベット旅行の護照を取 得するため訪れていたインド総督の委員 Colman MaCaulay と会見し、イギリスの意図を問いただし、 事前に手を打つ必要があると述べているが、その後に 洋薬の問題について、次のように述べている。李鴻章 は「専条」がドイツの牽制により実施できない情況に あると述べ、結局この鴉片に対する税厘併徵業務の開始問題は、インドが中心となって行うことであり、インド総督が真剣に援助するなら、当然他国は干渉できないという自己の考えをマッコレイに伝えている(48)。この李鴻章の働きかけが効果を発揮したか否かは明らかでないが、12月19日(1886.1.23)の許景澄に宛てた総理衙門の電報に拠れば、

徳使請う所の洋貨科征の各節は、経に本署辨駁して後、他節無し。現に多くの鎗械を購ふを允すに、彼甚だ欣然とし、拠りて云ふに、即ちに外部に電し、洋薬の事は英議に照らすを允すと。希くは即ちに外部に向かひ説定せんことを⁽⁴⁹⁾。

とあり、ドイツ公使は「専条」を了承する条件として、輸入品に対する課税問題を提起していたが、中国がドイツより武器を購入することを決定すると、大いに喜び、本国外務省に対して「専条」の了承を要請する電報を打つと言っており、許景澄に対して、即ちにドイツ外務省と会談し、了承を取り付けるようにと指示している。更に総理衙門は8日後の12月27日に、曾紀沢に打電し、

洋薬の新約は、徳已に允せり。惟だ辨法は仍お須 く英と商定すべし⁽⁵⁰⁾。

と伝え、ドイツの了解を受けて、イギリス外務省と実施に関わる具体的な協議を行うよう指示している。これにより、「専条」に基づく税厘併復の業務を開始するための懸念材料であったドイツの干渉問題は、中国がドイツ製武器の購入を約束するにより、了承を取り付けることに成功したのである。

五 おわりに

かくして光緒2年7月 (1876.9) の「煙台条約」調印以来,実に8年10カ月の時間がかった煙台条約の批准問題は,10条からなる「煙台条約続増専条」の締結により,一応の決着を見たのである。曾紀沢は税厘の額が政府の願望の通り110両を貫くことができたことに大いに満足していたと思われる。

曾紀沢は光緒11年7月1日に、「恭進煙台条約冊片」 と題する上奏を行い、皇帝に「専条」を上呈し、その 裁可を仰いでいるが、そこでも困難を克服し、且つ所 期の110両の額を獲得したこと、及び開箱後の小売りに 対する課税に土煙の価格と比較しつつ、課徴する中国 の自主権を保持し得たことを報告している⁽⁵¹⁾。

この「専条」締結の交渉過程とその結果から見れば、 洋薬に対する税厘の課税額が、左宗棠の主張した150両 には至らなかったが、総理衙門及び李鴻章が最善と考 えていた110両を獲得できたこと、又この「専条」が将 来における洋薬の輸入逓減に対する一つの布石となる こと等の成果を獲得したものと歓迎され、更に中国が 国内関税や厘金の課税に対して、外国の干渉を排除し、 自主権を守ったという点でも、一定の評価を与えるこ

とができると考えられる。曾紀沢は先の上奏を送付し た3日後の7月4日(8.13)に、両広総督張之洞に書 簡を送って報告しているが、その中で110両の額をイギ リスに承諾させたことに「九牛二虎の力を費尽す」と 述べているが、この額は福建・広東の港においては、 従来洋薬に対する厘金が90余両・80余両であり、この 「専条」の実施は、両省にとっては減収につながるが、 大局から言えば、全国画一の徴収により脱税を防止で きると考えるが, どう考えるか, と問うている(52)。こ こには困難な交渉を経て条約をまとめあげた曾紀沢の 満足感と達成感を読み取ることができる。彼の考えの 中には、ともかく輸入鴉片に対する課税体系を整理し て画一化することにより、将来の鴉片輸入の逓減交渉 において、イギリスを説得し得る基礎を築く必要が有 り、そのためにたとい福建や広東にとっては減収に繋 がることであっても,全国一律の徴税体系を確立・実 行することの重要性を優先したものと思われる。

しかしながらこの「専条」が実際に効力を発揮し、 洋薬の輸入される各輸入港の海関において、税厘合計 110両の徴収が為されるには、もうしばらくの時間を必 要とした。即ち前述の密輸・脱税の防止策を協議・検 討する中国・英国・香港三者の交渉が行われ、「香港鴉 片貿易協定」が成立するが、その方法を香港対岸の澳 門においても同様に実施されなければ、その防止策は 意味を為さないものと考え、澳門との交渉が必要とさ れた。中国は当時澳門を不当に占拠していたポルトガ ルとは条約関係になく, 澳門において香港と同様に密 輸・脱税の防止と税厘の徴収を実施するために、ポル トガルの望む通商条約を締結し、その中で澳門を事実 上ポルトガルの植民地とすることを認めざるを得ない という曲折した交渉を経て、香港対岸の九龍と澳門の 拱北に中国の海関を設置し、税厘併徴業務を開始し得 たのは、光緒13年3月(1887.4)であったのであり、

「煙台条約」の批准問題は、ここに至って完全に解決 したと言えるのである。

[なお小稿は、平成7年度科学研究費補助金(一般研究C)研究報告書の一部を大幅に加筆補訂したものである。]

註

- (1) 曾紀沢の外交活動に関する代表的な先行研究としては、李 恩涵『曾紀沢的外交』(中央研究院近代史研究所専刊15) が有 り、この著書の第五章第一節は「中英鴉片加税免厘交渉」と題 して、この問題を概説している。
- (2) 拙稿[鴉片貿易独占会社の設立構想について」(『愛知教育大学研究報告』第51輯(人文・社会科学編),2002年3月)参照。
- (3) 『曾紀沢遺集』(岳麓書社,1983年刊,以下『遺集』と略称) 文集,巻4,pp.189-190.「倫敦致総署総辨論事三条」,辛巳7 月初一日。
- (4) 同前, p.190.
- (5) 『清季外交史料』(以下『史料』と略称) 巻61, p.7a. 「使英

- 曾紀沢奏, 遵旨与英外部議定稅厘併徵続增專条, 画押蓋印日期 及辨理情形摺」, 光緒11年9月11日。
- (6) 「史料」巻31, p.2b.「総署奏, 洋薬厘税併徵載在会議条款, 請飭駐英使臣, 与英外部商辦摺|, 光緒9年正月12日。
- (7) 「遺集」文集, 巻 5, p.197. 「巴黎致総署総辨」, 壬午10月27日。
- (8) 同前。
- (9) (6)に同じ。p.3a.
- (10) 同前, pp.3a-b.
- (II) 『郭侍郎奏疏』巻12, 「請禁鴉片煙第一疏」, 及び王曾才『清季外交史論集』(台湾商務印書館刊, 人人文庫所収), p.92. 参照。
- (12) (5)に同じ。p.7a.
- (13) 同前, pp.7a-b.
- (14) 『遺集』文集, 巻 5, p.201.「倫敦復左中堂」, 癸未 5 月29日。
- (15) 「左文襄公全集」書牘, 巻26, pp.26a-27a.「上総理各国事務 衙門」には,「謹んで往返の電信を将て鈔して鈞覧に呈し」と ある。但しその発信の月日は, 光緒8年6月より9年8月の間 としか解らない。他の左宗棠の総理衙門宛の書簡でも, 會紀沢 からの書簡の写しを添付している(同巻, p.46a.「上総理各国 事務衙門」)。
- (16) 【史料】卷52, p.2a.「使英曾紀沢致総署, 洋薬税厘現增五両, 可否定議電」, 光緒10年12月9日。
- (I7) 同前,卷52,p.34a.「総署致曾紀沢,希力争洋薬税電」,光緒10年12月30日。
- (18) 当然,後述するように,上奏の前に「専条」の内容は電報で 総理衙門に伝えられ,調印の了承を得ている。
- (19) (5)に同じ。
- (20) 「曾紀沢日記」(岳麓書社1998年刊) 下冊, p.1409.
- (21) 同前, p.1410.
- (22) 同前, p.1411.
- (23) 同前, p.1411.
- (24) (5)に同じ。pp.9a-10a.(25) 李恩涵前掲書, pp.253-254.
- (26) 『李文忠公全集』朋僚函稿,卷20,「復左相」,光緒9年3月 16日。
- ② 郵電史編輯室編『中国近代郵電史』(人民郵電出版社1984年刊),第六章第三節,p.58.。なおこの件に関して図に有るように,李鴻章は曾紀沢がイギリスに電信線の接続という餌を投ずることにより,100両の税厘併徴額を獲得したと喜んでいるが,本当に引き合うものであるか疑問を呈している。これについて『中国近代郵電史』は、曾紀沢が英国の誘いの餌に食いつき,総理衙門も誘惑され,左宗棠も同意したと述べ,イギリスの計略に乗せられ、李鴻章のみが懐疑を表明したと解している。筆者は,行き詰まった交渉を打開する手段として、曾紀沢が餌をイギリスに投じ,これを機に交渉を動かし,最終的に105両でも了承せず,110両の額を認めさせるに至ったということから,イギリスの計略に乗せられたとは言えず,曾紀沢のねばり勝ちと評して良いと考える。
- (28) 『遺集』文集, 卷 5, p.200.「倫敦復左中堂」, 癸未 5 月29日。
- (29) 「曾紀沢日記」に拠れば、曾紀沢は大東電報公司の総辨と、 光緒9年(1883)2月11日・3月5日・13日に会見し、大北電 報公司の総辨とは2月26日・3月4日に会見したことを記し ている。
- (30) (5)に同じ。p.8a.
- (31) 同前。
- (32) 同前, pp.8a-b.
- (33) 王鉄崖編『中外旧約章彙編』第一冊(以下『彙編』と略称),

- p.471.「煙台条約続增專条」, 前文。
- (34) (5)に同じ。p.8b.
- (35) 同前, p.9a.
- (36) 坂野正高「馬建忠のインド紀行,「南行記」――八八一年, アヘン貿易漸減打診の旅―」(「東洋史研究」第80巻第4号, 1980年3月),後に1986年に東京大学出版会より刊行された 「中国近代化と馬建忠」に、「インド紀行,「南行記」――八八 一年,アヘン貿易漸減打診の旅ー」と改題して収録されている。
- ⑶ 「彙編」, p.472. 「煙台条約続増専条」, 第五条。
- (38) (5)に同じ。pp.9b-10a.
- (3) 「彙編」、p.350.「煙台条約」。但し曾紀沢は「第三端第五節」 と述べているが、第三端の「通商事務」に関しては、全7条か らなっており、当該条項は第6条であり、従って「第三端第六 節」とすべきであろう。
- (40) (5)に同じ。p.9a.
- (41) 「彙編」, p.350. 「煙台条約」第三端第7条。
- (42) 『彙編』, p.170.「通商条約」の第41条。
- (43) 『史料』巻19, pp.16a-17a.「総署奏, 与徳国議修条約, 請旨派全権大臣摺」, 光緒 6 年 2 月14日にその経緯を述べている。
- (44) 『光緒東華録』光緒6年2月14日の条,及び『彙編』,pp.

- 372-376. の「続修条約」・「続修条約善後章程」の附註。
- (45) 【史料】卷60, p.32a.「使法許景澄致総署, 英人包辨洋薬稅, 各国亦要求電1, 光緒11年8月12日。
- (46) 同前, p.33b. 「総署致會紀沢, 議洋薬税事, 希照会俄国, 取 其覆拠電」, 光緒11年8月27日。
- (47) 同前,卷61,p.1b.「使徳許景澄致総署,洋薬事咨法徳,劫侯 謂不可作商量語,澄見相同電」,光緒11年9月初3日。
- (48) 【李文忠公全集】訳署函稿,卷18, p.6b. [論緬甸及洋薬事], 光緒11年10月20日。
- (49) 「史料」巻62, p.51a.「総署致許景澄, 洋薬事徳使允照英議電」, 光緒11年12月19日。
- (50) 同前, p.58b.「総署致會紀沢, 洋薬新約徳已允, 速与英商定辨法電」, 光緒11年12月27日。
- (51) 『遺集』奏疏,卷6,p.97.「恭進煙台条約冊片」,乙酉7月 初1日.
- 52) 同前, 文集, 卷 5, p.207. [倫敦再致張香濤制軍], 乙酉 7 月 初 4 日。

(平成15年9月10日受理)